

主な内容

- 算定対象月の支払基礎日数が17日以上に変更になりました
- 外国人従業員の加入手続きはお済みですか
- 海の家割引券をご利用下さい



妙宣寺  
《佐渡市》

職場内で回覧しましょう

ふるさと 越佐

社会保険事務説明会に  
出席しましょう

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>



## 算定基礎届の記載にあたってご確

### その1 算定対象月の支払基礎日数が「20日以上」から「17日以上」に変更されます。

健康保険・厚生年金保険では、標準報酬月額決定には、4月・5月・6月のうち、報酬の支払基礎日数が20日以上ある月の報酬の平均が用いられており、20日未満の月がある場合には、その月を除いて標準報酬月額が決定されていましたが、この支払い基礎日数の「20日以上」という規定が、平成18年7月から「17日以上」に変更されることになりました。

なお、FD等で届出をされる事業主の方におかれましては、改訂された「届書作成プログラム」を社会保険庁ホームページからダウンロードしていただく必要があります。

#### ● 平成18年度の算定基礎届の取扱い

平成18年度の定時決定（算定基礎届）からは、4月・5月・6月のうち、支払基礎日数が17以上の月が報酬平均額の計算対象となります。

#### ● 改定年月が平成18年7月以降の月額変更届の取扱い

固定的賃金が大幅に上昇（下降）したときは、上昇（下降）月から引き続き3カ月の報酬月額を届け出て（月額変更届）、4カ月目から改定されます。この随時改定（月額変更届）の対象となる月の支払基礎日数も「20日以上」から「17日以上」に変更されます。

ただし、変更は、平成18年4月以降の固定的賃金の変動により7月以降に行われる随時改定から適用されます。6月以前の改定については、従前どおり、ひき続く3カ月の支払基礎日数がすべて20以上の場合に行われます。

なお、平成18年7月以降に行われる育児休業等終了時改定についても、支払基礎日数が17以上の月が報酬月額算定の対象となります。

### その2 月給者で欠勤控除された場合の支払基礎日数の取扱いの変更について

今までは各事業所の欠勤控除額の計算方法に関わらず、一律に「暦日」－「欠勤日数」を「支払基礎日数」としていましたが、「平成18年度の算定基礎届」及び「改定年月が平成18年7月以降の月額変更届」から欠勤控除額の計算方法が「給与月額」×「欠勤日数／所定労働日数（要勤務日数）」の場合、「所定労働日数（要勤務日数）」－「欠勤日数」が「支払基礎日数」となりますので、ご注意願います。

### その3 日給者、時給者の支払基礎日数の取扱いについて

日給者、時給者の支払基礎日数については、勤務日数が「支払基礎日数」となりますが、例えば勤務された日の中で、**半日勤務等があった場合の取扱いは以下のとおり**となりますので、ご注意願います。（従前からの取扱いです）

#### 【例1】

・「1日勤務:15日間」、「0.5日間:4日間」の場合の支払基礎日数

$$(1日 \times 15) + (0.5日 \times 4) = 17日$$

#### 【例2】

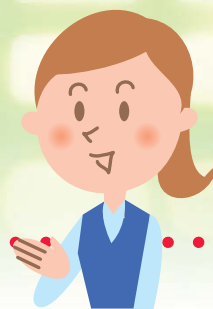
・「1日勤務:15日間」、「4分の1勤務:4日間」の場合の支払基礎日数

$$(1日 \times 15) + (0.25日 \times 4) = 16日$$

※「1日勤務」＝所定労働時間を勤務

# からのお知らせ

## 認していただきたい事項です!!



その  
4

### 算定基礎届上での7月月額変更処理の取り止めについて

今までは7月改定の月額変更届該当者については、算定基礎届の備考欄に「7改」または「7月月変」と朱記していただければ、それをもって月額変更届の処理を行っていたところですが、**今年度からは7月改定の月額変更届該当者についても月額変更届が必要**となりますので、ご注意願います。

なお、7月改定の月額変更届提出済者の算定基礎届については、備考欄に「7月月変提出済」と記載してください。

その  
5

### 算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）の提出について

今年度から算定基礎届総括表の他に算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）を提出していただくことになりましたので、記載のうえ算定基礎届、算定基礎届総括表と併せて提出してください。

※算定基礎届に記載例及び社会保険事務の手引（冊子）が同封されていますのでご確認願います。



## 詐欺・不審電話にご注意ください

国民年金保険料に関して個人宅を訪問するのは、社会保険事務所職員・国民年金推進員だけです。訪問した際には、①身分証明書を提示し、②氏名を名乗り、③保険料を受取った場合はその場で領収書を発行します。

最近、社会保険事務所職員を装った現金詐取事件が発生しています。①～③の対応等に不審な点があれば、個人情報をお教えしたり現金等を渡すことなく、お手数でもお近くの社会保険事務所に連絡願います。



また、社会保険事務所職員又は委託した業者（ジェーピーエヌ債権回収株式会社）により、電話を利用した国民年金保険料の納付案内を実施していますが、勤務先や住所等の個人情報をお尋ねすることはありません。個人情報等を尋ねる不審な電話があった場合には回答することなく、お手数でもお近くの社会保険事務所に連絡願います。

# 外国人従業員の 健康保険・厚生年金の加入手続きは お済みですか？

健康保険・厚生年金に加入している会社・工場・商店などで働いて報酬を受けている人は、国籍、給料の多少、本人の意思などに関係なく、外国人も日本人と同様に健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

また、外国人をパートタイマーとして雇入れた場合も国籍、身分などに関係なく、常用的使用関係にあれば、被保険者となります。

外国人従業員の加入手続きをお忘れなく、すみやかに「健康保険・厚生年金保険資格取得届」を提出してください。

※外国籍の方には「外国人脱退一時金」の制度があります。

※社会保障協定により二重加入防止や、年金制度の加入期間が通算できる場合があります。



社会保険事務所から…  
**年金相談窓口の  
時間延長と  
土曜日開設のご案内**

7月から9月の実施日は次のとおりです。  
ぜひ、ご利用ください。

## 7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

土曜の開設日  
(午前9時から  
午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。  
柏崎、六日町は10日だけの延長です。

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

土曜の開設日  
(午前9時から  
午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。  
柏崎、六日町は14日だけの延長です。

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

土曜の開設日  
(午前9時から  
午後4時)です。

午後7時までの時間延長日です。  
柏崎、六日町は11日だけの延長です。

健康づくり  
標語コンクール入選作品

幸せは 健康な心と体の ハーモニー

# 私の健康法

団体職員 S・T  
58歳 男性

## キーワード：簡単・習慣・腹八分

「人に勧めたり心がけている健康法はありますか」という問いに何も答えられず、「自分自身何かを始めれば」と思ったことが、運動を始めるキッカケでした。

1.運動を、最初に始めたことは、歩くことですが雨、風、雪等に悩まされ継続することができませんでした。次に考えたことは、雨、風、雪に悩まされない水中ウォーキング・水泳、これはなかなか快適で（1週間に1日～2日。時間にしたら約1時間半）5年ほど続いています。今では病気持ちい病気持ちもせず、日帰り人間ドックの結果（血圧、脂質、肝機能、腎機能、血液等）も基準値の範囲で「正常」との評価が3年も続いています。又、2年前からは朝のストレッチ体操（約10分）を始めています。気張らないで簡単なことから、チョットした時間を見つけてスタートし、それを習慣づけることが長続きするコツ。

2.食事は、3食必ず取っています。食事の量は腹八分目を基本として暴飲暴食は避けています。私の場合、夜遅い食事はなるべく避け、できるだけ早い時間帯に食事をするを心掛けています。

3.睡眠は、最低6時間を取るよう心掛けています。私の場合不足すると体調の変化が激しくなるので、私の睡眠時間の基本は7時間です。仕事で遅くなったりして、なかなか難しいですが、「寝貯」は出来ませんので、出きる限り取るように努力しています。

いずれにしても、自分の健康を自分で守っていくためには、運動は、ひとりでも出来るものを見つけて継続していくこと。食事・睡眠は、自分に合った基本を維持していくことと考えています。



ご応募ありがとうございました。健康優良を賞し、松風荘1泊宿泊券を2名様分送りますので、今後も健康に留意された生活習慣を維持してください。健康診断の結果「正常」と判定された50歳以上の方、健康法を教えてください。提出方法等は社会保険協会までお尋ね下さい。

## 7月の社会保険相談のご案内

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
新津商工会議所	20(木)	10:00～15:30	糸魚川市役所	12(水)	10:00～15:00
五泉商工会議所	25(火)	10:00～15:30	名立区総合事務所	19(水)	10:00～15:00
五泉ニット工業協同組合	11(火)	10:00～15:30	能生地区公民館	26(水)	10:00～15:00
阿賀町役場	19(水)	10:00～14:00	巻商工会	5(水)	10:00～15:00
佐和田商工会	19(水)	13:30～15:30	吉田町商工会(産業会館)	20(木)	10:00～15:00
両津商工会	20(木)	9:00～11:00	市民交流センター ナープルみつけ	26(水)	10:00～15:00
小木町商工会	20(木)	9:00～10:30	阿賀野市水原公民館	19(水)	9:30～14:30
小出商工会	12(水)	10:00～15:00	中条町商工会	20(木)	10:00～15:00
長岡市役所 栃尾支所	19(水)	10:00～15:00	村上市役所	26(水)	10:30～15:00
小千谷商工会議所	25(火)	10:00～15:00	十日町地域地場産業振興センター	13(木)	10:00～15:00
柿崎商工会	20(木)	10:00～15:00	クロス10	27(木)	10:00～15:00

●年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。

注) 佐渡地区の時間(朱書)は受付時間となりますのでご注意ください。

協会支部日より

海の家  
「割引券」を  
ご利用下さい。

# 海の家開設



今年も、被保険者や家族の方々の健康増進と仲間同士の  
レクリエーションなどに大いにご利用ください。

- ◆ 利用施設 …… 契約「海の家」全て共通です。
- ◆ 割引金額 …… 1枚300円割引です。各浜茶屋で差額を支払ってご利用ください。
- ◆ 利用券 …… 1枚につき1人のみ利用できます。

開設場所及び開設期間 各浜茶屋開設日～8月31日(木) 一部開設期間が異なる  
ところがあります

- 関屋浜海水浴場 (新潟)  
・シーポイントニイガタ  
・こがねや ・幸楽
- 岩ヶ崎海水浴場 (村上)  
・浜茶屋全店
- 聖籠海水浴場 (聖籠)  
および岩船海水浴場 (村上)  
・かもめ
- 角田浜海水浴場 (巻)  
・泉屋
- 瀬波温泉海水浴場 (村上)  
・ウェルハートピア新潟瀬波
- 番神海水浴場 (柏崎)  
・ブルーマリーン  
・レッドアンカー
- 野積海水浴場 (寺泊)  
・まつや
- 寺泊中央海水浴場 (寺泊)  
・はまや
- 谷浜海水浴場 (上越)  
・清水屋 ・はまべ  
・きよし ・いそや
- 間瀬海水浴場 (新潟)  
・竹の家
- 石地海水浴場 (柏崎)  
・なおき ・ニュー大磯
- 藤塚浜海水浴場 (新発田)  
・浜茶屋全店
- ココ・パームス一等茶屋  
・海の家日本海  
・ニューかもめ

● 申込先 …… (財)新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

上越地区事務センター

管轄支部 上越支部・柏崎支部  
住所 〒943-0837  
上越市南城町1-5-9  
電話 025-527-4880

中越地区事務センター

管轄支部 長岡支部・六日町支部  
住所 〒940-0061  
長岡市内町3-甲893-36丸山ビル601  
電話 0258-31-8090

下越地区事務センター

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部  
住所 〒950-0087  
新潟市東大通1-2-25北越第一ビルディング6F  
電話 025-290-3200

● 申込方法 …… 郵送による場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、お申し込みください。

コピーしてご利用ください

## 健康保険「海の家」割引利用券申込書

従業員数		申込希望枚数	枚
※利用券発行番号	—		
上記のとおり申込みます。			
平成18年 月 日		事業所住所	
		事業所名称	
新潟県社会保険協会支部長様			(印)

※印欄は記入しないでください。

財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページアドレス <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>